

鹿 児 島 県 公 報

平成23年 7 月 8 日（金）第2716号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇所 2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森林整備課取扱い) 1
- 保安林の指定予定（4件） (森林整備課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (森林整備課取扱い) 3
- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の名称
の変更の届出 (森林整備課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件） (障害福祉課取扱い) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 7
- 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一
部を改正する要綱（※） (管財課取扱い) 7
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 9
- 労 働 委 員 会 告 示**
- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示 (労働委員会事務局取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第727号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
奄美市名瀬伊津部字佐大熊2447番23，大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大当原252番，天城町
大字天城字根嘉登413番3，423番2，字名須469番2，476番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課並びに奄美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第728号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市加世田内山田字横平迫4993番2，4993番3，字鳶巣5000番，字横平前5023番，5024番1，5024番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市新照院町40番10
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市犬迫町3038番，3039番 1，3039番 2，3400番，3402番 1，3402番 4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町清水字上原5079番から5081番まで，5082番 1，5110番，川辺町宮字二重5575番13，5575番25，5575番32，5575番39，5577番 5，5592番，5593番，5595番 1，5595番 3，5596番，5597番 1，5598番 1，5599番 2，5601番，5604番 3，5604番 4，5604番 6，5604番 7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第732号

平成23年 6 月10日鹿児島県告示第614号（以下「告示第614号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を姶良市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
上提チヨ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

始良市木津志字岩塚3709番 2

(2) 変更後の指定施業要件

告示第614号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第733号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第88号）第 5 条第 3 項の規定により、財団法人かごしまみどりの基金からその名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

変更前

財団法人かごしまみどりの基金

変更後

公益財団法人かごしまみどりの基金

鹿児島県告示第734号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
鹿屋パソラボヘルパステーション	鹿屋市西原三丁目 7 番39号	株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー	鹿児島市城山二丁目23番75号	藤井 勝己	平成23年 7 月 1 日	訪問介護
木の花ケアセンター	霧島市隼人町松永一丁目39番地 1	医療法人浩和会	霧島市隼人町松永一丁目36番地	上土橋 浩	平成23年 7 月 1 日	訪問介護
介護 2 4 ひばり	南さつま市加世田地頭所1707ー1	ライフ・ケア合同会社	南さつま市金峰町宮崎507	和田 公介	平成23年 7 月 1 日	訪問介護
鹿屋パソラボ訪問看護ステーション	鹿屋市西原三丁目 7 番39号	株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー	鹿児島市城山二丁目23番75号	藤井 勝己	平成23年 7 月 1 日	訪問看護
介護老人保健施設ナーシングホーム田上苑	鹿児島市西陵六丁目21ー18	医療法人春風会	鹿児島市西別府町1799番地	中村浩一郎	平成23年 7 月 1 日	訪問リハビリテーション
木の花デイサービス	霧島市隼人町松永一丁目39番地 1	医療法人浩和会	霧島市隼人町松永一丁目36番地	上土橋 浩	平成23年 7 月 1 日	通所介護
ショーワ	鹿児島市中山町5276番地14	株式会社ショーワ	鹿児島市下荒田二丁目 1 番 1 号 2 階	田村 ユミ	平成23年 7 月 1 日	福祉用具貸与
ショーワ	鹿児島市中山町5276番地14	株式会社ショーワ	鹿児島市下荒田二丁目 1 番 1 号 2 階	田村 ユミ	平成23年 7 月 1 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第735号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
居宅介護支援事 業所ふうりん	鹿児島市荒田二 丁目22番10号 105	エイメスト株式 会社	鹿児島市荒田二 丁目22番10号 105	日高 裕介	平成23年 7 月 1 日	居 宅 介 護 支 援
鹿屋パソラボ居 宅介護支援事業 所	鹿屋市西原三丁 目 7 番39号	株式会社クリニ カルパソロジー ラボラトリー	鹿児島市城山二 丁目23番75号	藤井 勝己	平成23年 7 月 1 日	居 宅 介 護 支 援
居宅介護支援事 業所美里園	薩摩川内市宮里 町397番地 1	株式会社宮里会	薩摩川内市宮里 町397番地 1	橋口 人美	平成23年 7 月 1 日	居 宅 介 護 支 援

鹿児島県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護
予防サービス事業者として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
鹿屋パソラボヘル パスステーシ ョン	鹿屋市西原三丁 目 7 番39号	株式会社クリニ カルパソロジー ラボラトリー	鹿児島市城山二 丁目23番75号	藤井 勝己	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 訪 問 介 護
木の花ケアセン ター	霧島市隼人町松 永一丁目39番地 1	医療法人浩和会	霧島市隼人町松 永一丁目36番地	上土橋 浩	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 訪 問 介 護
介護24ひばり	南さつま市加世 田地頭所1707ー 1	ライフ・ケア合 同会社	南さつま市金峰 町宮崎507	和田 公介	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 訪 問 介 護
鹿屋パソラボ訪 問看護ステーシ ョン	鹿屋市西原三丁 目 7 番39号	株式会社クリニ カルパソロジー ラボラトリー	鹿児島市城山二 丁目23番75号	藤井 勝己	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 訪 問 看 護
介護老人保健施 設ナーシングホ ーム田上苑	鹿児島市西陵六 丁目21ー18	医療法人春風会	鹿児島市西別府 町1799番地	中村浩一郎	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テー シ ョ ン
木の花デイサー ビス	霧島市隼人町松 永一丁目39番地 1	医療法人浩和会	霧島市隼人町松 永一丁目36番地	上土橋 浩	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 通 所 介 護
ショーワ	鹿児島市中山町 5276番地14	株式会社ショー ワ	鹿児島市下荒田 二丁目1番1号 2階	田村 ユミ	平成23年 7 月 1 日	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
ショーワ	鹿児島市中山町 5276番地14	株式会社ショー ワ	鹿児島市下荒田 二丁目1番1号 2階	田村 ユミ	平成23年 7 月 1 日	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売

鹿児島県告示第737号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関か

ら次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者又は指定 居宅サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社団法人鹿屋市医師会	鹿屋市西原三丁目 7 番39号	鹿屋市医師会訪問看護ステーション	鹿屋市西原三丁目 7 番39号	平成23年 7 月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第738号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
リハビリテーション病院吉村	鹿児島市大竜町 5 番31号	平成23年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第739号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
オーロラ薬局	薩摩川内市水引町3247番地13	平成23年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第740号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者又は指定 居宅サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー	鹿児島市城山二丁目23番75号	鹿屋パソラボ訪問看護ステーション	鹿屋市西原三丁目 7 番39号	平成23年 7 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成23年 6 月17日付けで十三塚原土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備，農道整備，土層改良及び暗きょ排水）秋徳地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年 7 月11日から同年 8 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
瀬戸内町役場農林課

鹿児島県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（道路計画のための現地測量，路線測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 平成23年 6 月 6 日から同年11月 2 日まで
- 3 作業の地域 奄美市笠利町須野地内

鹿児島県告示第744号

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱（平成18年鹿児島県告示第2005号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「障害者である」の次に「常時雇用する」を加え，ただし書を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

障害者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記のとおり障害者雇用促進企業の登録を受けたいので、障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1	業種	卸売業 小売業 サービス業 製造業 その他 (該当する業務を○で囲んでください。)
2	資本金・出資総額	円
雇 用 の 状 況	3 障害者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ① (②－②×⑤÷100)	人
	常時雇用する労働者の総数 ② (③＋④×0.5)	人
	短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ③	人
	短時間労働者の数 ④	人
	除外率 (%) ⑤	%
	障害者である常時雇用する労働者の総数 ⑥ (⑦＋⑩)	人
	短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数 ⑦ (⑧×2＋⑨)	人
	重度障害者の数 ⑧	人
	重度以外の障害者の数 ⑨	人
	短時間労働者の数 ⑩ (⑪＋⑫×0.5)	人
	重度障害者の数 ⑪	人
	重度以外の障害者の数 ⑫	人
	障害者雇用率 (%) ⑬ (⑥÷①×100)	%

注 1 ①の計算中②×⑤÷100の計算結果については、小数点以下の端数は、切り捨ててください。

2 製造業等一部の業種（卸売業及び小売業を除く。）については、常時雇用する労働者

の算定において、その総数から一定率に相当する労働者の数を控除できる場合があります。

3 精神障害者は、短時間労働者以外の常時雇用する労働者の場合は⑨に、短時間労働者の場合は⑫に計上してください。

4 ⑬の計算結果については、小数点第3位以下の端数は、四捨五入してください。

記 入 者	
連 絡 先	電 話 番 号
	F A X 番 号

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第18号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日（国会議員関係政治団体については同年6月1日）以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成23年7月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿想会	松岡 徳博	牛之濱 由美	阿久根市晴海町11-1
幾村清徳を支える会	増山 辰夫	下忠 廣志	鹿児島市城西三丁目1-3
伊地知紘徳後援会	伊地知 紘徳	上野 加代子	鹿児島市明和五丁目37番3号
井上光一後援会	本田 浩明	無田 政宏	大口市下殿476
井上隆人後援会	諸留 安佑子	宮澤 千恵	指宿市東方湯の浜一丁目15-26
今吉歳晴後援会	今吉 歳晴	今吉 法行	霧島市溝辺町有川137-16
上夷慶克後援会	福迫 廣志	前屋 州男	いちき串木野市元町87
上園くにまる後援会	上園 邦丸	上園 哲一	南さつま市加世田内山田11746
うえぞの哲生後援会	上園 哲生	川添 正道	日置市吹上町湯之浦2482
追立さねお後援会	古里 孝	追立 洋志	鹿児島市喜入瀬々串町5082
鹿児島県商連政治連盟鹿屋支部	岡崎 継義	西村 龍一	鹿屋市新川町600
敬天愛島舎	大田 睦雄	大山 直	大島郡和泊町大字和泊43
剛政会（楫野剛後援会）	楫野 剛	横山 浩一	鹿児島市西陵六丁目20-20
小園ふじお後援会	小園 茂生	小園 慶子	南さつま市大浦町7334-1
境田公明後援会	境田 久幸	吉満 幸二	始良郡湧水町川西748-1
市民の市政をつくる会	園山 一則	米重 均	鹿児島市南林寺町22-15
徳永かつのり後援会	下温湯 正弘	迫田 秀子	指宿市新西方2860-3
富岡壮史後援会	清水 保	栄 忠弘	大島郡伊仙町面縄575番地
西井上和夫後援会	西井上 溜	竹原 田実	霧島市隼人町小田349-2
前島ひろのり後援会	前島 広紀	中尾 順子	霧島市国分新町776番地11
前原六則後援会	増永 昇	前原 宏	指宿市西方6312-3
前山範夫後援会	津村 俊光	前山 忠男	大島郡大和村大和浜107番地3

牧原のぼる後援会	牧原 昇	吉田 俊雄	肝属郡錦江町神川7204-22
宮田幸一後援会「幸政会」	宮田 幸一	尾崎 繁	出水市知識町23番地
本白水しょうじ後援会	本白水 辰司	本白水ミエ子	鹿屋市海道町721番地 2
保岡盛寿後援会	原田 辰法	熊元 与八郎	大島郡徳之島町花徳3269番地
横山ゆたか後援会	清水 義晴	横山 繁	指宿市十町418-7
脇よしゆき後援会	山下 澄秀	脇 月江	垂水市牛根麓500番地

2 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山下純一後援会	加藤 知巳	高田 一広	鹿児島市草牟田一丁目2-13 ジェネスコートビル1F

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

平成23年 7 月 8 日

鹿児島県労働委員会会長 宮廻甫允

あっせん員候補者名簿

氏 名	経 歴	委嘱年月日
宮廻 甫允	現 鹿児島大学法文学部教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成12. 6. 7
森 雅美	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成18. 6. 13
濱潟 剛	現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成21. 7. 14
末永 睦男	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
坂元 佐和美	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成22. 7. 1
竹下 正人	現 富士通アイエムティ労働組合九州支部顧問 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成18. 6. 13
永田 琢朗	現 鹿児島県高等学校教職員組合特別執行委員 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成18. 6. 13
川野 和幸	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成22. 7. 1
西村 正夫	現 U I ゼンセン同盟鹿児島県支部特別顧問 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成19. 8. 9
徳田 哲也	現 連合鹿児島執行委員 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成20. 7. 3
川村 秀一	現 丸岩電機株式会社相談役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成16. 6. 7
柳 正保	現 瀏上印刷株式会社代表取締役会長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成16. 6. 7
本坊 修	現 本坊酒造株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成18. 6. 13
岩元 義弘	現 株式会社カクイックス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成20. 7. 3
平山 勢津子	現 株式会社玉里自動車学校代表取締役社長	平成20. 7. 3

	現 鹿児島県労働委員会使用者委員	
田村 洋一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	平成21. 4 . 14
高崎 康幸	現 鹿児島県労働委員会事務局次長兼総務課長	平成22. 4 . 13
泊 孝次	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	平成22. 4 . 13